

| 改 正 後 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------|--------------------------|-----|--------|--|---------------|-----|--|------|------|--------------------------|-----|--------|--|---------------|-----|
| <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 請負工事費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 請負工事費の積算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 間接工事費 (略)</p> <p>ア (ア) 工種区分 共通仮設費は、表6-1に掲げる工種区分に従って算定するものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。</p> <p>ただし、<u>判断しがたい</u>場合は、直接工事費で判断<u>してもよいもの</u>とする。</p> <p>表6-1 工種区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事～P C 橋 工 事 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打<u>換</u>え等は除く)</td> </tr> <tr> <td>舗装工事～公園工事 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p> <p>(イ) 算定方法 共通仮設費の算定は、表6-5(第1表から第4表まで)の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。 共通仮設費=対象額(P)×共通仮設費率(kr)+積上げ額</p> <p>a 共通仮設費の率計算による部分</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 対象額</p> <p>i 対象額は、次表により積算するものとする。</p> | 工種区分 | 工種内容 | 河川工事～P C 橋 工 事 (略) | (略) | 橋梁保全工事 | 橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打 <u>換</u> え等は除く) | 舗装工事～公園工事 (略) | (略) | <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 請負工事費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 請負工事費の積算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 間接工事費 (略)</p> <p>ア (ア) 工種区分 共通仮設費は、表6-1に掲げる工種区分に従って算定するものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。</p> <p><u>なお、主たる工種区分とは、下記(イ)のaに定める対象額の大きいほうの工種区分をいう。ただし、対象額に差が無い場合は、直接工事費の額で判断する。</u></p> <p>表6-1 工種区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事～P C 橋 工 事 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打<u>換</u>え等は除く)</td> </tr> <tr> <td>舗装工事～公園工事 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p> <p>(イ) 算定方法 共通仮設費の算定は、表6-5(第1表から第4表まで)の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。 共通仮設費=対象額(P)×共通仮設費率(kr)+積上げ額</p> <p>a 共通仮設費の率計算による部分</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 対象額</p> <p>i 対象額は、次表により積算するものとする。</p> | 工種区分 | 工種内容 | 河川工事～P C 橋 工 事 (略) | (略) | 橋梁保全工事 | 橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打 <u>換</u> え等は除く) | 舗装工事～公園工事 (略) | (略) |
| 工種区分 | 工種内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 河川工事～P C 橋 工 事 (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 橋梁保全工事 | 橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打 <u>換</u> え等は除く) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 舗装工事～公園工事 (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工種区分 | 工種内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 河川工事～P C 橋 工 事 (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 橋梁保全工事 | 橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打 <u>換</u> え等は除く) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 舗装工事～公園工事 (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |

表6-2 間接工事費等項目別対照表 (○:対象とする ×:対象としない)

| 間接工事費等 | 共通仮設費 | 現場管理費 | 一般管理費等 |
|----------------|------------------|----------------------|---------------------|
| 対象額 項目 | 対象額 | 直接工事費+共通 仮設費=純工事費 | 純工事費+現場管 理費=工事原価 |
| 桁等購入費 | × | ○ | ○ |
| 処分費等 | 処分費等の取扱いは、(注)8参照 | | |
| 支給 品費 等 | 桁等購入費 | × | ○ |
| | 一般材料費 | ○ | ○ |
| | 別途製作の製 作費 | × | × |
| | 電力 | ○ | ○ |
| 無償貸付機械等評価 額 | ○ | ○ | × |
| 鋼橋・門扉等工場原 価 | × | × | ○ |
| 現場発生品 | × | × | × |
| ヘリコプター飛行経 費 | × | × | × |

(注) (略)

表6-3 (略)

ii (略)

(c) (略)

(d) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、施工地域を考慮した補正を行うものとする。

i 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

(i) (略)

(ii) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分)=対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×施工地域を考慮した補正係数
ただし、共通仮設費率は、表6-5第1表~第4表による。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率(Kr)の端数処理後に係数を乗じて、
小数第3位を四捨五入して第2位とする。

ii (略)

b (略b)

(ウ) 運搬費

a・b (略)

c 積算方法

(a) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

i・ii (略)

表6-7 (略)

表6-2 間接工事費等項目別対照表 (○:対象とする ×:対象としない)

| 間接工事費等 | 共通仮設費 | 現場管理費 | 一般管理費等 |
|----------------|------------------|----------------------|---------------------|
| 対象額 項目 | 対象額 | 直接工事費+共通 仮設費=純工事費 | 純工事費+現場管 理費=工事原価 |
| 桁等購入費 | × | ○ | ○ |
| 処分費等 | 処分費等の取扱いは、(注)8参照 | | |
| 支給 品費 等 | 桁等購入費 | × | ○ |
| | 一般材料費 | ○ | ○ |
| | 別途製作の製 作費 | × | × |
| | 電力 | ○ | ○ |
| 無償貸付機械等評価 額 | ○ | ○ | × |
| 鋼橋・門扉工場原 価 | × | × | ○ |
| 現場発生品 | × | × | × |
| ヘリコプター飛行経 費 | × | × | × |

(注) (略)

表6-3 (略)

ii (略)

(c) (略)

(d) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、施工地域を考慮した補正を行うものとする。

i 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

(i) (略)

(ii) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分)=対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×施工地域を考慮した補正係数
ただし、共通仮設費率は、表6-5第1表~第4表による。

ii (略)

b (略b)

(ウ) 運搬費

a・b (略)

c 積算方法

(a) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

i・ii (略)

表6-7 (略)

表6-8 建設機械運搬方法

| 機械名 | 規格 | <u>(削る)</u> | | 車載 | | 備考 |
|--------------------------|--|-------------|-------------|----|----------|----|
| | | <u>(削る)</u> | <u>(削る)</u> | 車種 | 機械質量 (t) | |
| 路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付) | 2.0m | | | R | 28.50 | |
| スタビライザ (路床改良用) | 深0.6m 幅2.0m | | | R | 23.00 | |
| スタビライザ (路床改良用) | 深1.2m 幅2.0m | | | R | 24.70 | |
| 自走式破碎機 | クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm | | | R | 30.00 | |
| 油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用) | 鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用 | | | R | 29.70 | |
| 油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用) | 鋼矢板ⅤL・ⅥL・Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型用 | | | R | 37.90 | |
| バックホウ (超ロングアーム型) | 山積0.4 m ³ /平積0.3 m ³ | | | R | 22.00 | |

(注) (略)

(b)・(c) (略)

(d) 重建設機械分解・組立て

i 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。

表6-12 適用建設機械

| 機械区分 | 適用建設機械 |
|------------------|--|
| ブルドーザ～地盤改良機械 (略) | (略) |
| トンネル用機械 | 自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ <u>コンクリート吹付機</u> 機械質量 20 t 以上～60 t 以下 |

表6-8 建設機械運搬方法

| 機械名 | 規格 | 自走 | | 車載 | | 備考 |
|--------------------------|--|-----------|----|----|----------|----|
| | | 速度 (km/h) | 労務 | 車種 | 機械質量 (t) | |
| 路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付) | 2.0m | | | R | 28.50 | |
| スタビライザ (路床改良用) | 深0.6m 幅2.0m | | | R | 23.00 | |
| スタビライザ (路床改良用) | 深1.2m 幅2.0m | | | R | 24.70 | |
| 自走式破碎機 | クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm | | | R | 30.00 | |
| 油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用) | 鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用 | | | R | 29.70 | |
| 油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用) | 鋼矢板ⅤL・ⅥL・Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型用 | | | R | 37.90 | |
| バックホウ (超ロングアーム型) | 山積0.4 m ³ /平積0.3 m ³ | | | R | 22.00 | |

(注) (略)

(b)・(c) (略)

(d) 重建設機械分解・組立て

i 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。

表6-12 適用建設機械

| 機械区分 | 適用建設機械 |
|------------------|--|
| ブルドーザ～地盤改良機械 (略) | (略) |
| トンネル用機械 | 自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20 t 以上～60 t 以下 |

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表6-13 適用建設機械

表6-13 適用建設機械

| 機械区分 | 規格 | 分解組立用クレーン | |
|---|--|--|--------------|
| | | 機械名 | 規格 |
| バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械 | 表6-12 参照 | ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) | 25 t 吊 |
| ブルドーザ | 21t 級以下 | ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) | 25t 吊 |
| | 44t 級以下 | | |
| 地盤改良機械 | 中層混合処理機 | ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) | 質量 60t 以下 |
| | | | 質量 120t 以下 |
| | サトパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケートパ ーシャルドレン打機 | | 質量 60t 以下 |
| | | | 質量 120t 以下 |
| | | | 質量 180t 以下 |
| クローラクレーン系 | 35 t 吊以下 (クラムシェル平積 0.6 m ³ 含む) | ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) | 25 t 吊 |
| | 80 t 吊以下 (クラムシェル平積 2.0 m ³ 以下含む) | | |
| | 150 t 吊以下 (クラムシェル平積 3.0 m ³ 以下含む) | | |
| | 300 t 吊以下 | | |
| トラッククレーン系 | 表6-12 参照 | ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第2 次基準値) | 70 t 吊 |
| | 200 t 吊以上 360 t 吊以 下 | リフター [せり上げ能力] | 50 t |
| | 550 t 吊以下 | | |
| クローラ式杭打機 | 質量 60 t 以下 | ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第2 次基準値) | 60 t 吊 |
| | 質量 100 t 以下 | | |
| | 質量 150 t 以下 | | |
| オールケーシング掘削機 [スキッド式] | 表6-12 参照 | クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型、排 出ガス対策型 (第1次基準値) | 60~65 t 吊 |
| | 表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第3次基 準値)〕 70t 吊を使用 する場合〕 | クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕 | 70 t 吊 |

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表6-13 適用建設機械

表6-13 適用建設機械

| 機械区分 | 規格 | 分解組立用クレーン | |
|---|--|--|--------------|
| | | 機械名 | 規格 |
| バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械 | 表6-12 参照 | ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) | 25 t 吊 |
| ブルドーザ | 21t 級以下 | ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) | 25t 吊 |
| | 44t 級以下 | | |
| 地盤改良機械 | 中層混合処理機 | ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) | 質量 60t 以下 |
| | | | 質量 120t 以下 |
| | サトパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケートパ ーシャルドレン打機 | | 質量 60t 以下 |
| | | | 質量 120t 以下 |
| | | | 質量 180t 以下 |
| クローラクレーン系 | 35 t 吊以下 (クラムシェル平積 0.6 m ³ 含む) | ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) | 25 t 吊 |
| | 80 t 吊以下 (クラムシェル平積 2.0 m ³ 以下含む) | | |
| | 150 t 吊以下 (クラムシェル平積 3.0 m ³ 以下含む) | | |
| | 300 t 吊以下 | | |
| トラッククレーン系 | 表6-12 参照 | ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第2 次基準値) | 70 t 吊 |
| | 200 t 吊以上 360 t 吊以 下 | リフター [せり上げ能力] | 50 t |
| | 550 t 吊以下 | | |
| クローラ式杭打機 | 質量 60 t 以下 | ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第2 次基準値) | 60 t 吊 |
| | 質量 100 t 以下 | | |
| | 質量 150 t 以下 | | |
| オールケーシング掘削機 [スキッド式] | 表6-12 参照 | クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型、排 出ガス対策型 (第1次基準値) | 60~65 t 吊 |
| | 表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第3次基 準値)〕 70t 吊を使用 する場合〕 | クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕 | 70 t 吊 |

| | | |
|--|--|---------|
| 表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排 出ガス対策型(第3次基 準値)〕100t 吊を使用 する場合〕 | クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(第3次基準値)〕 | 100 t 吊 |
| 表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排 出ガス対策型(2011年規 制)〕100t 吊を使用す る場合〕 | クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(2011年規制)〕 | |

(注) (略)

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表6-14 分解・組立 1台1回当たり 歩掛
(略)

(e) (略)

(f) 単価表

i 重建設機械分解組立輸送1回当たり単価表

| 名 称 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 摘 要 |
|-----------|-----|------|-----|-------------|
| 特 殊 作 業 員 | | 人 | | 表6-14 |
| 分解組立用クレーン | | 日(h) | | 表6-13、表6-14 |
| 運 搬 費 等 | | 式 | 1 | 表6-14 |
| 計 | | | | |

ii 重建設機械分解組立1回当たり単価表

| 名 称 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 摘 要 |
|-----------|-----|------|-----|-------------|
| 特 殊 作 業 員 | | 人 | | 表6-14 |
| 分解組立用クレーン | | 日(h) | | 表6-13、表6-14 |
| 諸 雑 費 | | 式 | 1 | 表6-14 |
| 計 | | | | |

(エ)～(キ) (略)

(ク) 営繕費

a 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

(a)～(c) (略)

(d) 労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用(現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。)なお、貨物用モノレールを設置する場合やケーブルクレーン又はヘリコプターにより資材を運搬する場合、施工現場までの移動手段が長時間の徒歩となり、労働時間に制約を受ける場合等、必要に応じて人送モノレールを計上することができる。

| | | |
|--|--|---------|
| 表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排 出ガス対策型(第3次基 準値)〕100t 吊を使用 する場合〕 | クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(第3次基準値)〕 | 100 t 吊 |
| 表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排 出ガス対策型(2011年規 制)〕100t 吊を使用す る場合〕 | クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(2011年規制)〕 | |

(注) (略)

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表6-14 分解・組立歩掛
(略)

(e) (略)

(新設)

(エ)～(キ) (略)

(ク) 営繕費

a 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

(a)～(c) (略)

(d) 労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用(現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。)なお、貨物用モノレールを設置する場合やケーブルクレーン又はヘリコプターにより資材を運搬する場合、必要に応じて人送モノレールを計上することができる。

(e)～(h) (略)

b (略)

(ケ) 安全費

a (略)

b 積算方法

(a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)及び(b)のうち下記の項目とする。

i～vi (略)

vii 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。）

viii～xi (略)

(b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

i～vi (略)

vii 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用

viii・ix (略)

イ 現場管理費

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 現場管理費率の補正

a～f (略)

(3) 一般管理費等及び消費税等相当額

ア (略)

イ 一般管理費等率の補正

(ア) (略)

(イ) 契約の保証に係る補正
上記(ア)の補正值に、表 6-24 の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。

表 6-24 契約保証に係る補正
(略)

(注) 1. ケース 3 の具体例は以下のとおりである。
予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合
(削る)

2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当契約の積算に見込むものとする。

(4) (略)

2 (略)

第 7～第 11-2 (略)

(削る)

第 11-3 (略)

第 11-4 (略)

附 則 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(e)～(h) (略)

b (略)

(ケ) 安全費

a (略)

b 積算方法

(a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)及び(b)のうち下記の項目とする。

i～vi (略)

vii 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。）

viii～xi (略)

(b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

i～vi (略)

vii 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用

viii・ix (略)

イ 現場管理費

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 現場管理費率の補正

a～f (略)

(3) 一般管理費等及び消費税等相当額

ア (略)

イ 一般管理費等率の補正

(ア) (略)

(イ) 契約の保証に係る補正
上記(ア)の補正值に、表 6-24 の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。

表 6-24 契約保証に係る補正
(略)

(注) 1. ケース 3 の具体例は以下のとおりである。
(1) 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合
(2) 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。

2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当契約の積算に見込むものとする。

(4) (略)

2 (略)

第 7～第 11-2 (略)

<参考基準等>

第 1 (略)

第 2 (略)